

飯田市長・佐藤健様

2025 年 5 月 15 日

リニアから自然と生活環境を守る沿線住民の会

代表世話人 熊谷清人

〃 大坪勇

〃 北林強

土曾川橋梁工事での要対策土の活用に関する飯田市と JR 東海の協定について質問と要望

土曾川橋りょう工事で要対策を活用する計画について、JR 東海との協定について協議中とのことですが、関連して質問と要望があります。

(1) 協定の具体的な項目、協議の進み具合についてお話ししたい。

(2) 県の助言は土曾川橋梁工事で要対策土を使うに至った経緯について説明するよう求めましたが、環境保全計画や住民説明会での説明内容は、技術委員会が納得できないとした昨年 11 月 14 日の説明より後退しています。具体的には、松川工区で発生した 3 千 m³を緊急避難的に「適切に処分」したことを含まないので要対策土に関わる経緯の説明としては不十分です。また、自社用地である大鹿村上蔵の変電所予定地の造成で盛土本体部分で 4 万 m³を活用する検討について、建屋その他の基礎や杭の工事で不溶化の効果が減ずる恐れがあるとして活用を断念した事実も飯田では説明をしていませんでした。そもそも、これだけ長大な山岳トンネル工事を含む計画である以上は自前の汚染土壌処理施設の整備を計画に含めるべきでした。要対策土について松川工区や大鹿の変電所などの話を含めたとすれば、JR 東海の要対策土についての対応策は、場当たりの、出たところ勝負的に解決していけばよいという杜撰なものでしかなかったのだと、住民は明確に理解できたでしょう。そもそもそんなリニア計画であるなら受け入れるわけには行かないと考える住民も出てくるはずです。

なお、豊丘村で JR 東海は本山の残土置場で要対策土を処分する計画について 5 月 21 日に住民説明会を開くことになっています。豊丘村民の間では、この時期になって住民説明会を行うのは、土曾川橋梁工事での活用が目途がついたためとの憶測も出ています。処分先があるのに、人の住む飯田市内で活用することはおかしいとの指摘が出ることを JR 東海は予想していたと思われます。本山での処分計画の話を飯田市の住民説明会で話さなかった点も経緯の説明として問題があります。

(3) 説明会で飯田市(長野県)のハザードマップを示して土石流の危険はないという説明がされました。しかし、橋脚や中間駅の場所は災害被害の可能性が指定された部分より下流にあるので、適切な説明とはいえません。最近行われたママ下遺跡の発掘でもハザードマップにない部分で土石流被害のあった痕跡が発掘されています。

(4) 最初の計画通り現地の土を使うことはできるはずです。JR 東海と協定を結び、対策が行われるにしても、ケーソン内部の要対策土は将来にわたり住民や飯田市にとって心配なものであることに変わりはないので、活用させないことが最善です。協定について飯田市側の要求が満たされない場合は、活用に同意できないとの意思表示をしていただきたい。

(5) 4 月 23 日の説明会において、JR 東海の担当課長が、環境保全計画書を公表したので、飯田市との間でそれ以上に協定のようなものは結ぶ考えはないととれる発言をしました。この発言については

嚴重に抗議すべきです。

(5) 協定が結ばれるまでは、要対策土の投入はしないことを、JR 東海に求めること。

(6) 投入前に、協定の内容、この要望書で指摘した内容を含む要対策土を活用するに至った経緯の説明を住民に丁寧に説明し理解を求めること。理解を得られない場合は、投入を中止すること。

(7) 協定案の検討にあたっては、市民協働環境部、上下水道局、危機管理部も参加すること。また、協議の最終案について、環境の専門家の意見を求めること。

(8) 定期的な水質検査の報告や公表、重金属などの漏えいなど異常時の対応について飯田市側の体制をつくること。

(9) 協定案の内容について：

(ア) 保全計画書によれば、地下水の流れる向きについて、路線に沿ったボーリング調査と地表面の標高の傾向から「想定」したもので路線と直行する方向についてはボーリング調査は行われておらず、技術委員会での説明の範囲を出ておらず、「想定」としても不十分なので、要対策土の投入前に必要なボーリング調査を新たに実施して、流向を確実に把握すること。

(イ) 土曾川の水は農業や養魚場での利用があるので、水質検査は、橋脚基礎部の土曾川の上流側と下流側で行い河川の水質への影響の把握を確実にすべきです。水利用への影響の有無や程度を把握できる水質調査地点を具体的に定め、工事中から施設の撤去が終了するまで継続的に調査すること。また、投入開始前に、即座に切り替え可能な代替水源と供給経路を確保すること。

(ウ) リニア新幹線計画の前途には不透明な部分があります。また、開業後いつまで運行が行えるのかも疑問が残ります。いずれにしろ、施設の利用を終了する場合には、JR 東海自身が要対策土を撤去し適切に処分すること。

(エ) 重金属等の漏えいが判明した場合、現状で上水道が普及しているとしても、地下水の利用は日常的に行われているので、法律の規定に関わらず、地下水利用ができなくなって増加した分の水道料金について JR 東海が補償すること。

(オ) 漏えい時の具体的な対策は周囲の民有地などに影響を生じさせずに行うこと。

(カ) 橋脚の漏出箇所に対する補修方法について具体的な内容を明確にするとともに、施工にあたっては周囲の民有地などに影響を生じさせずに行うこと。

以上